

安全・安心 情報

Safety and security
information

◎問い合わせ
消費生活センター
☎23-7154

副業や投資の勧誘に関する トラブル増加中！

SNSで副業や投資の広告を見たことはありませんか。興味を持ち連絡すると、中には高額なサポート契約などを勧めてくる場合があります。「お金がない」と断っても「副業の収入で返済できる」と遠隔操作や画面共有アプリをインストールするよう指示され、ネットで貸金業者からの借入れに誘導されるケースも散見されます。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告をうのみにせず、慎重に判断し、安易にアプリをインストールしないように注意しましょう。

不安に思ったときやトラブルにあったときは、すぐに近くの消費生活センターや警察に相談ください。



● あなたの年代は？（○をつけてください）

10代 ・ 20～30代 ・ 40～50代 ・ 60代以上

● 12月号で特に興味を持ったページのタイトル

● 12月号を読んだのわたしの一言

● 最近の関心事や身の回りのことなど

ご協力ありがとうございました。

※応募者の個人情報は、当選者発表と商品発送、賞金などの送付以外には利用しません

地域おこし 協力隊便り

Vol.09

地域振興課
谷上 拓哉 さん



空き家・空き店舗を活用して、地域を豊かに

今年5月に大阪から移住してきました。これまで縁もゆかりもなかった都城。当初は不安もありましたが、市街地の利便性と郊外の豊かな自然が調和した魅力的な土地柄や、日々の暮らしや仕事などで接する市民の皆さんの温かさに触れながら、充実した毎日を過ごしています。

協力隊の活動では、中山間地域に増加している空き家・空き店舗を活用した出店のサポートを行っています。新しいお店のオープン希望する皆さんの相談に応じ、飲食店や物販など多様な事業展開を支援することで、中山間地域の魅力を引き出し、活性化を目指しています。出店を考えている人は、ぜひ相談ください。

◎問い合わせ 地域振興課 ☎23-7146

申告の方法
12月中旬に申告者に対して市が送付する申告書に、令和7年1月1日現在の償却資産の所有状況を記入し、

【申告の対象とならない資産】
自動車税や軽自動車税の対象となる車両や、家屋として課税の対象となる資産などは対象外です。

【申告の対象となる事業主の例】
・病院や建設業、工場などを経営している
・商店や飲食店、理・美容室などを経営している
・農林畜産業を営んでいる
・アパートや貸家、駐車場の賃貸を行っている
・市内に太陽光発電設備を設置し、売電事業を行っている

固定資産税の「償却資産」とは
土地や家屋以外で事業用に使われる資産のことです。事業のために使用する構築物や機械、器具、車両、備品などが償却資産に当たり、課税の対象となります。

自営業を営んでいる人（事業主）は、1月1日現在の償却資産の所有状況について申告が必要です。
◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

1月は償却資産の申告月です



市ホームページ

【申告しなかった場合】
正当な理由のない未申告や、虚偽申告などの行為は、罰金などの罰則が科されます。

対象となる償却資産は1月末までに全て申告ください
事業を廃業したなどの理由で、償却資産を所有しなくなった場合も、必ず申告ください。

【留意事項】
申告には、提出者のマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類が必要です。詳しくは、資産税課窓口で配布する「償却資産申告の手引き」や市ホームページを確認ください。



建物の新築などの 届け出・固定資産の減額制度

建物を新築や増築、取り壊した際には、届け出が必要です。また、住宅を省エネや耐震などのために改修した場合、条件を満たすことで固定資産税を減額する制度があります。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

建物の新築・増築・取り壊しの 届け出

●対象となる建物

住宅や店舗、事務所、病院、工場、倉庫などの建物。面積にかかわらず、要件を満たす場合は届け出が必要

●対象となる行為

・建物を新築または増築したとき
・工事が終了した建物は、現地調査を実施。以前に建築された建物でも、未調査の場合は調査が必要
・建物を取り壊したとき
・取り壊しの連絡がない場合は、課税される場合あり。一部取り壊しも含め、事前連絡が必要

固定資産税の減額制度

申告の翌年度分のみ、各基準に該当する工事種別に応じて減額します。

●申請方法

改修後3カ月以内に、申請書に領収書や写真などを添付して提出

※内容により添付書類が異なります。詳しくは、着工前に連絡ください

●住宅の要件

・省エネ改修 平成26年4月1日以前に建てられた住宅
・耐震改修 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
・バリアフリー改修 新築された日から10年以上経過した住宅。65歳以上の人や要介護・要支援認定者、障がい者の居住する住宅が対象

・長期優良住宅化改修 省エネ改修工事または耐震改修工事によって長期優良住宅の認定を受けた住宅
・大規模改修マンション 新築された日から20年以上経過していて、過去に長寿命化工事を行っている10戸以上のマンション

●その他 賃貸住宅は、耐震改修を除き減額の対象外。詳しくは、市ホームページを確認ください



読者のお便り

10月号に寄せられた
皆さんからのお便りを紹介
します



「室町時代の文化と南九州」の記事を読んで、動乱の時代を生き抜いた先人たちの甲冑などの貴重な文化財を間近で見れることに感激しました。（梅北町 M・Kさん）

表紙の東霧島神社の写真に目を惹かれました。撮影者の思いが伝わってくる一枚。自宅の壁に飾りたいと思います。（大岩田町 モンシェリーココさん）

今月のレシピの記事を読み、とても参考になりました。レシピ通りに豚細切れ肉を使うことで、簡単にやわらかく作ることができました。（早水町 R・Kさん）

他人事ではない空き家の問題。実家を片づけたいと思いながら手がつけられないままですが、記事を読んで早めに取り組みたいと思いました。（山之口町富吉 S・Iさん）

▲市報にのこるのいかりつたはらこ(郵便物ではありません)